

とするので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載してください。

2 入札に参加する者に必要な資格

次のいずれにも該当する者であることとします。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「政令」という。）第167条の4第1項又は財務規則（昭和42年長野県規則第2号。以下「規則」という。）第120条第1項の規定により入札に参加することができないとされた者でないこと。
- (2) 一般競争入札又は指名競争入札に参加する者の資格（昭和59年長野県告示第60号）の別表の「物件の買入れ」の欄の等級区分がB以上に格付けされている者であること。
- (3) 長野県総務部長から管理その他の委託及び物品購入等入札参加資格者に係る指名停止要領（平成11年4月1日付け11管第35号）に基づく指名停止を受けている期間中の者でないこと。
- (4) 調達をする物品等に関し、アフターサービス及びメンテナンス（保守及び管理）を迅速に行う体制が整備されている者であること。
- (5) その他仕様書に記載されている技術的要件を満たす者であること。

3 入札説明書の交付場所、契約条項等を示す場所及び問い合わせ先

須坂市大字須坂1332

長野県立須坂病院 事務局総務ユニット

電話 026(246) 5511

4 入札手続等

(1) 契約手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

(2) 入札及び開札の日時及び場所

ア 日時 平成17年7月8日 午後2時30分

イ 場所 長野県立須坂病院 北棟4階会議室

(3) 郵送による入札書の受領期限及び提出場所

ア 日時 平成17年7月7日 午後5時（必着）

イ 場所 須坂市大字須坂1332（郵便番号 382-0091）

長野県立須坂病院 事務局総務ユニット

(4) 入札保証金

政令第167条の7第1項に規定する入札保証金を、別に定める期限までに納付してください。ただし、規則第126条第2項各号に掲げる担保を提供した場合又は規則第127条各号に該当する場合は、納付する必要はありません。

(5) 契約保証金

政令第167条の16第1項に規定する契約保証金を、別に定める期限までに納付してください。ただし、規則第126条第2項各号に掲げる担保を提供した場合又は規則第143条各号に該当する場合は、納付する必要はありません。

(6) 入札の無効

規則第129条各号に該当する入札書は、無効とします。

(7) 契約書作成の要否

必要です。

(8) 落札者の決定方法

予定価格の制限の範囲内に達した入札であって、最低の価格をもつてした者を落札者として決定します。

5 その他

詳細は入札説明書及び仕様書のとおりです。

医務課県立病院室

公告

平成17年6月2日付けで公告したマイクロバスに係る一般競争入札については、都合により中止します。

平成17年6月16日

長野県農業大学校長 松尾 悅雄

農業技術課

公告

次のとおり一般競争入札に付します。

平成17年6月16日

長野県稻荷山養護学校長 荘澤久人

1 入札に付する事項

- (1) 調達をする物品等及び数量
別表のとおり
- (2) 物品等の特質
入札説明書のとおり
- (3) 納入期限
平成18年3月24日
- (4) 納入場所
入札説明書のとおり
- (5) 入札方法

別表の調達番号ごとに入札します。なお、落札者の決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の5に相当する額を加算した金額（当該加算した金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた額）をもって落札価格としますので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載してください。

2 入札に参加する者に必要な資格

次のいずれにも該当する者であることとします。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「政令」という。）第167条の4第1項又は財務規則（昭和42年長野県規則第2号。以下「規則」という。）第120条第1項の規定により入札に参加することができないとされた者でないこと。
- (2) 一般競争入札又は指名競争入札に参加する者の資格（昭和59年長野県告示第60号）の別表の「物件の買入れ」の欄の等級区分がB以上に格付けされている者であること。
- (3) 長野県総務部長から管理その他の委託及び物品購入等入札参加資格者に係る指名停止要領（平成11年4月1日付け11管第35号）に基づく指名停止を受けている期間中の者でないこと。

3 入札説明書の交付場所、契約条項等を示す場所及び問い合わせ先

千曲市大字野高場1795

長野県稻荷山養護学校

電話 026(272) 2068

4 入札手続等

<p>(1) 契約手続において使用する言語及び通貨 日本語及び日本国通貨</p> <p>(2) 入札書の受領期限及び提出場所（郵送による場合も含みます。） ア 日時 平成17年6月27日 午後5時 イ 場所 千曲市大字野高場1795（郵便番号 387-0022） 長野県稻荷山養護学校</p> <p>(3) 開札の日時及び場所 ア 日時 別表のとおり イ 場所 長野県稻荷山養護学校 図書室</p> <p>(4) 入札保証金 政令第167条の7第1項に規定する入札保証金を、別に定める期限までに納付してください。ただし、規則第126条第2項各号に掲げる担保を提供した場合又は規則第127条各号に該当する場合は、納付する必要はありません。</p> <p>(5) 契約保証金 政令第167条の16第1項に規定する契約保証金を、別に定める期限までに納付してください。ただし、規則第126条第2項各号に掲げる担保を提供した場合又は規則第143条各号に該当する場合は、納付する必要はありません。</p> <p>(6) 入札者に要求される事項 この入札に参加を希望する者は、封印した入札書その他入札説明書に定める書類を入札書の受領期限までに提出してください。この場合において必要な証明書等の内容に関する照会があったときは、説明してください。</p> <p>(7) 入札の無効 規則第129条各号に該当する入札書は、無効とします。</p> <p>(8) 契約書作成の要否 必要とします。</p> <p>(9) 落札者の決定方法 予定価格の制限の範囲内に達した入札であって、最低の価格をもつてした者を落札者として決定します。</p> <p>5 その他 詳細は、入札説明書によります。</p> <p>(別表)</p>	2	2	2	2	2
教師用工作台	1				
生徒用工作台	3				
ガスレンジ	1				
ガステーブル	1				
戸棚付調理台 (片面式)	2				
戸棚付調理台 (両面式、750)	1				
戸棚付調理台 (両面式、900)	2				
食器戸棚	2				
水切り付き2槽シンク	1				
2	食品加工室 物	1槽シンク(750、 バックガード付)	1	2	午後 1時00分
1槽シンク(750、 バックガードなし)	2				
1槽シンク (900)	2				
調理台	1				
蒸気回転釜 (60L)	1				
蒸気回転釜(100 L)	1				
冷凍冷蔵庫	1				
パン発酵機	1				
ガスパン焼きオーブン	1				
破碎機	1				
搾汁機	1				
3	クリーニング室 物品	シーツローラー	1	3	午後 2時00分
電蒸アイロン付 きバキューム台	1				
蒸気アイロン付 きバキューム台	1				
ワイシャツ折り たたみ機	1				
カラーカフスプ レス機	1				
ボディスリーブ プレス機	1				
全自動洗濯脱水 機(16kg)	1				
全自動洗濯脱水 機(22kg)	1				
蒸気回転乾燥機 (16kg)	1				
蒸気回転乾燥機 (22kg)	1				
小型蒸しみ抜 き機	1				
超音波しみ抜き 機	1				
自律教育課					
調達番号	調達区分	調達する物品	数量	開札日	開札時間
1	木工室物品	角のみ盤	1	平成17年 6月30日	午前 11時00分
		木口削り機	1		
		帯のこ	1		
		ベルトサンダー	1		
		自動かんな盤	1		
		手押しかんな盤	1		
		丸のこ昇降盤	1		
		正面式木工ろくろ	1		
		卓上ボール盤	2		
		パネルソー	1		
		糸のこ（卓上用）	1		
		糸のこ（台付き）	1		

公告

次のとおり一般競争入札に付します。

平成17年6月16日

長野県総合教育センター所長 窪田芳夫

1 入札に付する事項

(1) 調達をする物品等

灯油

(2) 物品等の特質

入札説明書のとおり

(3) 納入期間

契約締結日から平成18年3月31日まで

(4) 納入場所

入札説明書のとおり

(5) 入札方法

1リットル当たりの売買単価契約について行います。なお、落札者の決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の5に相当する額を加算した金額をもって落札価格としますので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載してください。

2 入札に参加する者に必要な資格

次のいずれにも該当する者であることとします。

(1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「政令」という。）第167条の4第1項又は財務規則（昭和42年長野県規則第2号。以下「規則」という。）第120条第1項の規定により入札に参加することができないとされた者でないこと。

(2) 一般競争入札又は指名競争入札に参加する者の資格（昭和59年長野県告示第60号）の別表の「物件の買入れ」の欄の等級区分がA又はBに格付けされている者であること。

(3) 長野県総務部長から管理その他の委託及び物品購入等入札参加資格者に係る指名停止要領（平成11年4月1日付け11管第35号）に基づく指名停止を受けている期間中の者でないこと。

3 入札説明書の交付場所、契約条項等を示す場所及び問い合わせ先

塩尻市大字片丘字南唐沢6342-4

長野県総合教育センター総務部

電話 0263(53)8800(直通)

4 入札手続等

(1) 契約手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

(2) 入札及び開札の日時及び場所

ア 日時 平成17年7月1日 午前11時

イ 場所 塩尻市大字片丘字南唐沢6342-4

(郵便番号 399-0711)

長野県総合教育センター 第2研修室

(3) 郵送による入札書の受領期限及び提出場所

ア 日時 平成17年6月30日 午後5時

イ 場所 塩尻市大字片丘字南唐沢6342-4

(郵便番号 399-0711)

長野県総合教育センター 総務部

(4) 入札保証金

政令第167条の7第1項に規定する入札保証金を、別に定める期限までに納付してください。ただし、規則第126条第2項

各号に掲げる担保を提供した場合又は規則第127条各号に該当する場合は、納付する必要はありません。

(5) 契約保証金

政令第167条の16第1項に規定する契約保証金を、別に定める期限までに納付してください。ただし、規則第126条第2項各号に掲げる担保を提供した場合又は規則第143条各号に該当する場合は、納付する必要はありません。

(6) 入札の無効

規則第129条各号に該当する入札書は、無効とします。

(7) 契約書作成の要否

必要とします。

(8) 落札者の決定方法

予定価格の制限の範囲内に達した入札であって、最低の価格をもつてした者を落札者として決定します。

5 その他

詳細は、入札説明書によります。

教学指導課

公告

地方自治法（昭和22年法律第67号）第242条第1項の規定により、北佐久郡軽井沢町大字長倉2140番地581岩田薰外1名から提出された住民監査請求について、同条第4項の規定により監査した結果を次のとおり通知したので、これを公表します。

平成17年6月16日

長野県監査委員 丸山勝司
同 樽川通子
同 東方久男
同 高橋宏

17監査第19号

平成17年(2005年)6月10日

(請求人) 様

長野県監査委員 丸山勝司
同 樽川通子
同 東方久男
同 高橋宏

長野県職員に関する措置請求に係る監査結果について

(通知)

平成17年4月13日付けで受理しました長野県職員に関する措置請求について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第242条第4項の規定により監査したので、別紙のとおり結果を通知します。

(別紙)

長野県職員に関する措置請求の監査結果

第1 監査の請求

1 請求人

北佐久郡軽井沢町大字長倉2140番地581 岩田 薫
長野市大字高田278番地 今井 寿一郎

2 請求書の提出

請求書の提出は、平成17年4月13日である。

3 請求の内容

提出された長野県職員措置請求書による請求の要旨は、次の

とおりである（原文のまま）。

請求の要旨

長野県知事田中康夫は、「自分の住所は、下伊那郡泰阜村にある」として住民票を長野市から泰阜村に移した。しかし、「生活実態が長野市にあるのにおかしい」と外部から指摘されたため、この問題の審査委員会を長野県に設置した。同委員会では、本人の意志を重視し知事の住所を泰阜村とする意見書を出した。上級庁の行政権限を持つ知事は、この意見書に基づき、住所を泰阜村とする決定を2004年5月に下した。ところが、長野市はこの決定を不服として行政訴訟を2004年6月に提訴。結局裁判で争うことになった。これと別に、選挙人名簿二重登録をめぐる訴訟も提起されたのだが、こちらは2004年11月の最高裁決定で知事側の敗訴が確定した。結果的に田中知事が長野市に住民税を納付したこと等から、先の行政訴訟は、長野市が2005年3月に訴えを取り下げることで決着した。

一連の騒動は、あくまで田中知事個人の問題として起きたものと見ることができる。しかしながら、長野県は2004年度（平成16年度）の予算から上記審査委員会の経費として、44万1,353円を支出した。県市町村課によると、委員会は2004年4月から5月にかけて審議を行い、委員への報酬は6月に支払ったとのことである。さらに、長野市が提訴した上記行政訴訟の知事側代理人の弁護士費用として、着手金を含め計88万7,500円を、2004年6月から2005年3月の裁判期間中に支払ったとのことである。つまり、田中康夫知事のきわめて個人的な思い入れと当人の資質から起こした問題に、公金132万8,853円を支出したことになり、血税の無駄遣いと言わざるを得ない状況なのは明らかである。

地方財政法は第4条に「地方公共団体の経費は、その目的を達成するための必要且つ最少の限度をこえて、これを支出してはならない」と規定しており、知事個人の問題の委員会費用を公費で支出したことは、これに違反するのが明白である。また、地方自治法第242条の2の住民訴訟の規定にからみ、自治省（現総務省）が1963年（昭和38年）に出した通達（行発41）では、「本条にいう被告等（自治体の長の職にあるもの）の応訴に要する費用は、被告らの連帯負担とし、公費から訴訟費として支出することはできない」とされている。まして上記の裁判は、長野市が知事個人を提訴したと見ることができ、その訴訟費用を県費から支出したのは明らかに違法である。

よって、地方財政法、地方自治法に照らし、職員（知事田中康夫）に、上記支出の返還を求める次第である。

4 請求の受理

本件請求は、地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「法」という。）第242条所定の要件を具備しているものと認め、平成17年4月13日にこれを受理した。

5 請求人の証拠の提出及び陳述

請求人に対して、法第242条第6項の規定により、平成17年5月9日に新たな証拠の提出及び陳述の機会を設けた。

請求人は、陳述において請求の趣旨の補足説明を行ったが、新たな証拠の提出はなかった。請求人の陳述の際、法第242条第7項の規定により、監査対象機関の職員の立会いを認めた。

第2 監査の実施

1 監査対象事項

請求人の請求の要旨等から、次に掲げる支出について監査対象とした。

- (1) 田中康夫の住所の決定を求める鷲澤正一長野市長（以下「長野市長」という。）からの申出を受けて、住所認定について検討を行い、知事に意見を具申するために設置された「住所認定に関する審査委員会」（以下「委員会」という。）の開催に要した支出
- (2) 田中康夫の住所に係る知事の決定の取消し等を求めて、平成16年6月23日に長野市長が提起した県知事の決定取消等請求訴訟（以下「決定取消請求訴訟」という。）に応訴するために要した支出

2 監査対象機関

総務部市町村課について監査を実施した。

3 監査対象機関の陳述

監査対象機関の陳述は、平成17年5月9日に実施した。監査対象機関の陳述の際、法第242条第7項の規定により、請求人の立会いを認めた。

4 関係者からの事情等の聴取

関係者として、松島貞治泰阜村長（以下「泰阜村長」という。）及び長野市長から、任意で田中康夫の住所移転に関する事情等について聴取した。

第3 監査の結果

1 事実関係の確認

監査対象事項について、関係書類等の調査並びに監査対象機関及び関係者からの事情聴取を実施した結果、次の事項を確認した。

(1) 転出届等の提出について

田中康夫は、平成12年11月以降、長野県長野市大字南長野西後町1640番地1（以下「長野市西後町1640番地1」という。）を住所としていたが、平成15年9月12日、長野市長に対し、転出予定期を同月18日として、長野県下伊那郡泰阜村4139番地（以下「泰阜村4139番地」という。）へ転出する旨の届出を行った。

同月26日、田中康夫知事は、県庁で行われた記者会見において、「泰阜村に本日付けで転入する」旨を公表し、「やはり一人ひとりの市民が、この町は私が好きな町だから、ひいじいさんの墓があるから、私の好きな海があるから、あるいは昔付き合っていたガールフレンドが嫁いだところで、それはとても素晴らしい文化の町だからそこにお金を払いたいということが必要だと思っております。」「常に住民基本台帳において住民の場所を捕そくしていると言ってきておりますが、これは形骸化してきているということです。」「ただ、私の思いはもう少し純粋なところにありますと、長野県でですね、歯を食いしばって、まさにおねだりをするわけでもなく地方自治というものを、住民自治というものをやってる小さな自治体があると。その自治体に私は学びたいと思いますし、（中略）私はそうした町村を、やはり同じ長野県を愛するものとしてですね、何か支援と言ったらおこがましいですが、お手伝いしたいと思ってるわけです。」等の発言を行った。

また、田中康夫は、同日中に泰阜村役場を訪れ、泰阜村長に対し、転入日を同日として、泰阜村4139番地に転入する旨の届出を行った。なお、この住所は、泰阜村長の自宅である。

泰阜村長は、田中康夫の住民票を編成して住民基本台帳を作成し、長野市長に対し、住民票に記載した旨を通知した。また、長野市長は、田中康夫に係る住民票を消除した。

(2) 田中康夫の住所に係る泰阜村と長野市の協議等について

長野市長は、田中康夫の住所変更に関する届出について、その正確性に疑義があるとして、平成16年1月26日以降、泰阜村長、長野県経営戦略局長等に対して文書による照会等を行い、また、同年2月19日には、住民基本台帳法（昭和42年法律第81号。以下「住基法」という。）第34条第2項の規定による実態の調査を行った。

同月25日、長野市長は、これらの調査等により、田中康夫の住所が長野市にあることが判明したとして、泰阜村長に対して、文書で長野市西後町1640番地1を田中康夫の住所として認定したい旨の協議を行った。

これに対して、泰阜村長は、同年3月9日付けの文書で、田中康夫の住所は泰阜村4139番地にあると判断する旨の回答を行った。

(3) 委員会の設置等について

平成16年3月26日、長野市長は、知事に対して、住基法第33条第1項の規定により、平成15年9月26日以降の田中康夫の住所が長野市西後町1640番地1にあるとの決定を求める旨の申出を行った。なお、その申出書によれば、平成15年9月26日から平成16年1月31日までの128日間において、長野市に滞在したことが明らかな日数（一時的に滞在した日数を含む。）は84日（うち公務57日、入院27日）であり、長野市以外で公務があった日が11日、公務がなく滞在場所が不明の日が33日であることが確認できたとしている一方で、泰阜村での滞在日数は6日と推測されるとしている。

これに対して、知事は、同年4月1日付けの文書で、泰阜村長に対して、長野市長からの申出書に対する意見についての照会を行い、泰阜村長から同月15日付けで「田中康夫氏は泰阜村に住所があると判断している」旨の回答を得ている。

同月22日、県は、「住所認定に関する審査委員会設置要綱」を制定し、長野市長から申出のあった住所認定に関する事項について検討を行い、知事に意見を具申する委員会を設置した旨を公表した。また、同日に行われた記者会見において、田中康夫知事は「県知事としての田中康夫と県民である田中康夫が同一の人物であることから、出納長、市町村課長とも相談する中で、審査を行う委員会を設け、委員の意見をお聞きし、その意見を十分尊重して、県知事として住所認定を行うことが望ましかろうということになった」旨の発言を行っている。

委員会の委員及び開催状況は、別記のとおりである。

なお、委員会の設置期間中である同年5月13日、田中康夫は、長野市西後町1640番地1に所在するマンションを退去している。

(4) 住所の決定及び決定取消請求訴訟の提起について

平成16年5月24日、委員会は、長野市及び泰阜村の双方に田中康夫の生活の本拠としての実体が存在し、このような場合は本人の居住意思で決するのが相当であるとして、田中康夫の住所は泰阜村4139番地にあると認められる旨の意見書を知事に提出した。

同月25日、知事は、この意見書に基づいて検討した結果、

田中康夫の住所は泰阜村4139番地にあると認める旨の決定を行い、同日付けでその旨を長野市長及び泰阜村長に通知した。

同年6月23日、長野市長は、長野地方裁判所に、知事の上記決定の取消等を求める決定取消請求訴訟を提起した。

同年8月30日、県は決定取消請求訴訟に応訴し、訴訟代理人として武田芳彦弁護士及び大門嗣二弁護士を選任することとし、同日付けで訴訟委任及び着手金、報酬金等に関する契約を締結した。

(5) 選挙人名簿の登録をめぐる経緯について

田中康夫の住所については、前述のとおり、住所決定の申出に対する審査及び訴訟の過程を通じて争われている状況にあったが、これと並行して、田中康夫の選挙人名簿の登録に関して、次のような事実があったことが認められる。

長野市選挙管理委員会は、平成16年2月18日、住基法第13条の規定により、田中康夫に関して住民基本台帳に脱漏がある旨の通報を行うとともに、同月中に泰阜村選挙管理委員会と協議を行ったが、両選挙管理委員会の協議は不調に終わった。

泰阜村選挙管理委員会は、同年3月2日、田中康夫を同村の選挙人名簿に登録し、その結果、長野市と泰阜村の選挙人名簿に田中康夫が二重に登録される状況が生じた。

同月5日、長野市内の有権者5名は、泰阜村選挙管理委員会に対して、田中康夫の選挙人名簿への登録について、公職選挙法（昭和25年法律第100号）第24条第1項の規定による異議申出を行ったが、同月8日、泰阜村選挙管理委員会は当該異議申出を棄却する旨の決定を行った。

上記長野市内の有権者5名は、同月16日、長野地方裁判所に、同法第25条第1項の規定により、泰阜村選挙管理委員会の棄却決定の取消を求める訴訟を提起した。なお、田中康夫は、当該訴訟の参加人となっていた。

同年6月24日、長野地方裁判所は、泰阜村選挙管理委員会の棄却決定を取り消す旨の判決を下した。これに対して、同年7月5日、訴訟参加人であった田中康夫は、最高裁判所に上告を行ったが、同年11月18日、最高裁判所は上告が許される事由に該当しないとして、上告を棄却する旨の決定を行った。

泰阜村選挙管理委員会は、同月22日、田中康夫の選挙人名簿登録を抹消した。

(6) 転出入日の修正及び軽井沢町への転出について

平成16年12月1日、泰阜村長及び長野市長は、(5)記載の選挙人名簿に係る最高裁決定を受けて、田中康夫の長野市からの転出日を同年5月13日に、泰阜村への転入日を同月14日にそれぞれ職権で修正した。

また、田中康夫は、同年12月1日付けで泰阜村に転出届を、同月2日付けで軽井沢町に転入届を提出した。

(7) 決定取消請求訴訟の取下げに至る経緯について

平成16年12月24日、県は、訴訟代理人として、(4)記載の既に依頼した2名の弁護士に加えて嘉村孝弁護士にも依頼することとし、同日付けで訴訟委任及び着手金、報酬金等に関する契約を締結した。

この日、長野地方裁判所において、決定取消請求訴訟に係る進行協議が行われたが、同日付けで提出された県側の準備書面及び長野市側の進行に関する意見書によれば、県側は既

に住民票の記載の訂正がなされたため、訴えの利益がない旨主張し、また長野市側は、課税権の帰属を決定するには県の決定を取り消す必要がある、また、訴訟を取り下げ、田中康夫に住民税を課税した場合、個人として当該課税を争う可能性がある旨主張していたことが認められる。

泰阜村は、平成17年1月31日に田中康夫に対する課税を取り消し、同年2月18日に住民税を還付した。また、長野市は、同月10日に田中康夫に課税通知を送付し、同月17日、田中康夫は長野市に住民税を納付した。

平成17年3月11日、長野市長は決定取消請求訴訟の取下げを行った。

(8) 本件監査請求の対象である支出の状況

本件監査請求の対象である支出は、委員会の開催に要した報償費、旅費及び使用料並びに決定取消請求訴訟の応訴のために要した弁護士に対する報償費であるが、これらの支出の状況は次のとおりである。

ア 委員会の開催に要した支出

経費区分	支出額(円)	概要	支払日
報償費	202,500	1人1日 13,500円	平成16年 6月17日
旅費	170,078		平成16年 6月17日
使用料	68,775	会議室使用料	平成16年 6月17日
計	441,353		

当該支出のうち、報償費については、特別職の職員等の給与に関する条例（昭和27年長野県条例第10号）の規定に基づき日額で報酬が支給される審議会の委員に準じて、これと同額が支給されており、旅費については、県職員以外の者の旅費又は費用弁償に関する規則（昭和33年長野県規則第60号）第5条の規定により、国家公務員9級相当の額が支払われている。

イ 決定取消請求訴訟の応訴に要した支出

経費区分	支出額(円)	概要	支払日
報償費	525,000	武田・大門弁護士着手金	平成16年 9月22日
	262,500	嘉村弁護士着手金	平成17年 3月3日
	100,000	嘉村弁護士旅費相当分	平成17年 3月3日
計	887,500		

ア及びイの支出に係る会計処理については、財務規則（昭和42年長野県規則第2号）の規定に従い行われていることが確認された。

2 判断

事実関係の確認に基づき、協議を行ったが、最終的に意見の一致を見ることができず、法第242条第8項の規定による合議が整わなかったので、監査の結果については決定をなし得なかった。

(別記) 住所認定に関する審査委員会について

1 委員 (50音順)

氏名	職業等
上野千鶴子	東京大学教授（社会学）
杉原泰雄	一橋大学名誉教授（憲法学）
土屋公献	弁護士、元日本弁護士連合会会長

2 委員会の開催状況

区分	開催期日	開催場所	内容
第1回	平成16年 5月2日	長野県庁	概要の説明、スケジュールの決定
第2回	平成16年 5月8日	長野県庁	長野市長・泰阜村長からの意見陳述、田中康夫からの意見聴取
打合せ	平成16年 5月11日	東京都	論点整理
第3回	平成16年 5月19日	東京都	論点整理、方向性の検討
第4回	平成16年 5月24日	長野県庁	意見書の提出

監査委員事務局